

(參考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年6月30日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	2市6町3村※1		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市5町2村※2	1市5町2村※2	—
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			
カブ			
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 柳倉町	
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(ごごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、柳倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横木、原町区馬場字巣巣岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される小豆を除く。)		—
大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浜川村の区域に限る。)、本宮市(旧和木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村及び旧太田村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうら東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウダイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
水産物29種※7	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		—
牛の肉 ^{※8}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イシジの肉	全域		6市10町4村 ^{※9}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢葉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ノワサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木根、原町区馬場字五台山、原町区原町字櫻井、原町区字塙字高麗屋、原町区字塙字井汲(並びに原町区大字馬場と城田の区域)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楳葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、阿賀町、波波町、中郷町、草野町、猪子町の各町の区域に限る。*2 本件を含む区域は半径20キロメートル圏内の区域に限る。*3 いわき市、桑折町、佐野町。

*JR東日本(東京)新幹線会社福島第一原子力発電所付近まで20キロメートル圏内に限る。JR北陸新幹線会社福島第一原子力発電所付近まで20キロメートル圏内に限る。

行津及び原田区大原町と和田城の区域に限る)、川俣(山木屋の区域に限る)、富岡町、大熊町、浪江町、幕屋町及び簸箪町

*4 福島県福島市(旧福島市)、旧小国村(旧立子山町)、旧川原町(旧水原村)、下川崎町及び旧平田村の区域に限る。)郡市山(旧久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、須賀川市(旧西条村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧浪

※福島県福島市(平成24年3月10日付)に設立された「帰還困難区域を除く区域」限る。(、相馬市・富岡町(平成25年3月7日付)に設立された「帰還困難区域を除く区域」限る。)、相馬市(平成25年5月7日付)に付示により設立された「帰還困難区域を除く区域」限る。、相馬市(平成25年5月7日付)に付示により設立された「居住制限区域及び避難指示解除準備区域」限る。、相馬市・喜多方市(平成25年5月7日付)に設立された「帰還困難区域を除く区域」限る。

を除く区域に限る。)、大船町(平成24年1月30日付け指示により設定された海防施設区域に限る。)、从东町(平成25年5月7日付け指示により設定された海防施設区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された海防施設区域を除く区域に限る。)、いわき市(平成24年3月30日付け指示により設定された海防施設区域及び避難指揮所準備区域に限る。)、庵原町(平成25年3月7日付け指示により設定された海防施設区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年4月15日付け指示により設定された海防施設区域を除く区域に限る。)

※8 仙台市南北相馬(平成24年3月30日付)に表示により設定された居住区域又は避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年3月7日付)に表示により設定された居住区域又は避難指示解除準備区域に限る。)、相馬町、富岡町(平成25年3月7日付)に表示により設定された居住区域又は避難指示解除準備区域に限る。)、相馬市(平成25年3月7日付)に表示により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)、阿武町(平成25年5月7日付)に表示により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付)に表示により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)、裏尾村(平成25年3月7日付)に表示により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付)に表示により設定された避難困難区域を除く区域に限る。)、内川村(平成25年3月30日付)に表示により設定された避難困難区域又は避難指示解除準備区域に限る。)

*7 アイナメ、アシジビラム、イカガロ(稚魚を除く)、イガレイ、ウスメバチ、ウミタガゴ、エゾイソイナメ、カサゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、ズスキ、ナガツカ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒンガフグ、ヒラメ、ホシガレイ、マテ、マコガレイ、マチ、マツカワ、ムラサキ、ビノヌイ

*8 福島県において銅製正在り牛について「県外への貢助」(10月未滿の牛の頭を除く)及び「畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年6月30日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	イワナ(養殖を除く。)	
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	タケノコ(養殖を除く。)	
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年6月30日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績・平成27年6月30日現在

福島県		出荷制限
H23.3.21~: 下記の地域以外		
原乳	H23.3.21~4.8解除: 喜多方市、猪苗代町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町	
	H23.3.21~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧日高村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉ヶ丘村、中島村、西郷村	
	H23.3.21~4.21解除: 福島市、新地町	
	H23.3.21~5.1解除: 南相馬市（南島のうち、烏崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木の区域を除く。）	
ホウレンソウ、カキナ	田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰）	
	H23.3.21~8.8解除: 貞子一曲、原町区高倉字学序峰、原町区馬場字学序峰、原町区片倉字学序峰及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰）	
	H23.3.21~10.7解除: 会津坂下町、桑折町、川俣町、猪苗代町、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、柳川村、柳津町、金山町、昭和村、相馬町、玉川村、広野町、柳原町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.21~5.1解除: 南相馬市（南島のうち、烏崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木の区域を除く。）	
	H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、柳原町、失祭町、塙町、西郷町、中島村、葛川村	
	H23.3.21~5.11解除: 金津波松川、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、猪苗代村	
	H23.3.21~11.4解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰）	
非疊性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21~H23.5.29解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.21~H2.7.18解除: 柳原町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.21~: 下記の地域以外	
	H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、国見町、川俣町（山木の区域を除く。）、大玉村	
封緘性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23~H2.5.29解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.21~H2.7.18解除: 柳原町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23~: 下記の地域以外	
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23~4.27解除: 会津坂下町、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、猪苗代村	
	H23.3.23~5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天来村、玉川村、平田村	
	H23.3.23~6.21解除: 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、国見町、川俣町（山木の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.23~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
カブ	H23.3.23~H2.5.29解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.21~H2.7.18解除: 柳原町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23~: 下記の地域以外	
	H23.3.23~4.27解除: 白河市、矢吹町、柳原町、失祭町、塙町、塙町、西郷町、中島村、葛川村	
野菜類	H23.3.23~4.4解除: いわき市	
	H23.3.23~5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天来村、玉川村、平田村	
	H23.3.23~5.18解除: 金津波松川、磐梯町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、照和村、南会津町、下郷町、猪苗代村、只見町	
	H23.3.23~6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰）	
木シイタケ(露地栽培)	H23.3.23~10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23~H2.5.29解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.21~H2.7.18解除: 柳原町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23~: 下記の地域以外	
原木シイタケ(施設栽培)	H23.3.23~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木の区域を除く。）	
	H23.3.23~5.18解除: 矢吹町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天来村、三川町、平田村	
	H23.3.23~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰、原町区高倉字学序峰）	
	H23.3.23~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.3.23~H2.5.29解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.21~H2.7.18解除: 柳原町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
	H23.3.23~: 下記の地域以外	
	H23.3.23~4.27解除: 伊達市、猪苗代村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、磐梯町、古殿町、中島村、葛川村、白河市、矢吹町、泉ヶ丘村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	
タケノコ	H23.3.19~8.7解除: 本宮市	
	H23.3.11~: 岩舟町	
	H23.3.10.8~: 相馬市、いわき市	
	H23.9.9~: 鶴ヶ台、古殿町（米賀畠前に属する野生キノコに限る。）	
ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	H23.9.15~: 二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、福島市、南相馬市、いわき市、桑折町、國見町、川俣町、葛石町、石川町、浅川町、大玉村、双葉町、鶴ヶ台、大玉村、天来村、玉川村、平田村、磐梯町、中島村、葛川村、内川村、磐梯町、葛石町	
	H23.5.9~8.7解除: 天来村	
	H23.13.13~5.21解除: 国見町	
	H24.4.10~: 猪苗代町、新地町	
ウド(野生のものに限る。)	H24.4.23~: 広野町	
	H24.5.2~: 二本松市、大玉村	
	H24.5.27~: 獅子町	
	H24.4.28~: 猪苗代町	

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月30日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月30日現在

福島県		出荷制限
米（平成26年度）	H28.3.20～： 福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年9月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、猪俣村（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年6月15日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）	福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年9月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、猪俣村（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年6月15日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）他の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除外。
穀類	H27.3.20～： 米（平成27年度）	福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川内村（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、猪俣村（平成25年3月7日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年6月15日付け指示により設定された待避圈周区域を除く区域に限る。）他の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除外。
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H23.6.8～：秋元瀬、猪苗瀬及び小野川瀬並びにこれらの中間に流入する河川、長瀬川（鹿川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の両鹿川（支流を含む。）	
ヤマメ（稚稚を除く。）	H24.3.29～：新田川（支流を含む。） H24.3.29～：大田川（支流を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流を除く。） H24.4.24～：猪苗代湖（猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし鶴川を除く。）及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）	
ウグイ	H23.8.17～：高野川（支流を含む。） H23.8.17～：猪苗川のうち久慈ダムの下流（支流を含む。） H24.3.29～：猪苗川、猪苗川及び小野川瀬並びにこれらの中間に流入する河川、長瀬川（鹿川との合流点から上流部分に限る。） H24.4.24～：猪苗代湖（猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし鶴川及びその支流を除く。）及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）	
ウナギ	H23.8.27～：阿武隈川のうち猪苗ダムの下流（支流を含む。）、高野川（支流を含む。）、新田川（支流を含む。） H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。）	
アユ（稚稚を除く。）	H24.4.24～：日鶴川（支流を除く。） H24.5.21～：猪苗川のうち久慈川のうち久慈ダムの上流（支流を含む。） H24.4.24～H26.8.25解除：只見川のうち名木ダムから上田ダムの間（支流を含む。） H24.4.24～H26.12.11解除：只見川のうち上庄ダムの下流（支流を含む。） H24.4.24～H27.1.14解除：日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）	
イワナ（稚稚を除く。）	H24.4.27～：秋元瀬、小野川瀬及び猪苗瀬並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち名木ダム下流（支流を含む。）、只見川のうち本名木ダムから上田ダムの間（支流を含む。）、長瀬川（鹿川との合流点から上流の部分に限る。）並びに日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）	
コイ（稚稚を除く。）	H24.5.1～H24.9.19解除：猪苗川（支流を含む。）	
フナ（稚稚を除く。）	H24.5.18～：福島県内の阿武隈川のうち猪苗ダムの上流（支流を含む。） H24.4.27～：秋元瀬、小野川瀬及び猪苗瀬並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに日鶴川（鏡川との合流点から上流の部分に限る。）	
アヒメ	アカシタビラ イカナゴ（稚魚を除く。） イシクゲイ ウスメル ウミナゴ エゾノアライメ キツネバハル クロシシント クロソイ クロダイ コモロカスベ サクララ サブロウ シロメル スズキ スマリイ ハバガレイ ヒガラフ ヒラメ オシガレイ マフナ マコガレイ マゴー ⁺ ムラサイ ヒノスカイ アカシリイ スケカララ マガレイ ナガヅカ マジウカ ホシザイ ショウサブ サヨリ カサゴ ユメサゴ ホウボウ ギタムラサキウニ	
	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島安城市両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H24.7.26～H25.10.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.12.17解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.4.16解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.17～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
内子	H24.7.26～H27.1.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線に囲まれた海域	
カルビの肉	H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
モモの肉	H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線に囲まれた海域	
クマの肉	H24.6.22～H27.3.30解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ノウサギの肉	H24.1.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、南会津町、三島町、金山町、会津美里町、北郷原村、棚川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、北郷原村、棚川村、昭和村	
ヤマドリの肉	H24.1.15～：金城	

※■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月30日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、青森市	
	H24.10.30~: 青森市	
	H25.1.1~: 鎌ヶ浜町	
水産物 マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東会津郡鶴岡町台と北海道函館市恵那山灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町雄勝岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県島最大高潮時海岸線で囲まれた海沿	
岩手県		出荷制限
タケノコ 原木クリタケ(露地栽培)	H24.5.31~: 一関市、奥州市	
	H24.6.30~: 鹿角市	
	H24.6.12~: 一関市、奥州市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.19~H27.4.10~一部解除: 鹿角市、住田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大船渡市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.25~: 堂石市、奥州市、平泉町	
	H24.4.28~H27.4.10~一部解除: 逸所市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.7~: 金ヶ崎町	
原木ナマコ(露地栽培)	H24.5.10~: 大船渡市、堂石市	
	H24.6.23~: 鹿角市	
	H24.6.12~: 一関市、鶴巣高田市、平泉町	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.11~: 一関市、鶴巣高田市、平泉町	
	H24.10.18~: 堂石市	
	H24.10.29~: 鳥海市	
	H24.5.7~H27.4.10~一部解除: 逸所市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.5.7~H28.10.7~一部解除: 花巻市、北上市、山田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
セリ(野生のものに限る。)	H24.5.10~H28.4.30解除: 境川市	
	H24.6.19~: 一関市、奥州市	
	H24.5.18~: 住田町	
コシアブラ	H24.5.10~: 境川市、花巻市	
	H24.5.14~: 鶴巣市	
	H24.5.15~: 堂石市	
ゼンマイ	H24.5.18~: 住田町	
	H24.5.16~: 境川市、鶴巣高田市	
	H25.6.17~: 一関市	
ワラビ(野生のものに限る。)	H25.6.10~: 平泉町	
	H25.6.17~: 境川市	
	H26.8.7~: 境川市	
雜穀 大豆	H26.1.4~H25.2.4~一部解除: 一関市(旧藤清水村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
穀類 ソバ	H24.11.13~H26.4.11解除: 境川市(旧洪川村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.30~H26.4.11解除: 境川市(旧洪川村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
水産物 イワナ(養殖を除く。)	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.18~: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H25.6.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.6.8~: 仙井川(支流を含む。) 及び勝浦川(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.8.1~H23.8.25解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.8.10~: 金城	
	H24.7.28~: 金城	
宮城県	H24.10.22~: 金城	出荷制限
	H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市	
タケノコ	H24.5.1~: 丸森町(下記の区域を除く。)	
	H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町(旧耕野村の区域に限る。)	
	H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町(旧丸森町及び旧斎村の区域に限る。)	
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)	H24.6.29~: 境川市	
	H24.1.16~: 白石市、角田市	
	H24.3.8~: 丸森町	
	H24.3.15~: 鶴巣町	
	H24.4.5~: 村田町	
	H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町	
	H24.4.12~: 境川市	
	H24.4.19~: 石巻市	
	H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大崎市 (県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.28~H28.8.26~一部解除: 境川市 (県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.27~H27.2.17~一部解除: 仙台市(収穫を除く。) 及び勝浦川(支流を含む。)	
	H24.5.1~H27.3.10解除: 岩石筋内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田畠ダムの上流、網取ダムの上流、豊北ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)	
	H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H24.5.11~H28.8.25解除: 大川(支流を含む。)	
	H24.8.10~: 金城	
	H24.7.28~: 金城	
宮城県	H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町(下記の区域に限る。)	出荷制限
	H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町(旧耕野村の区域に限る。)	
	H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町(旧丸森町及び旧斎村の区域に限る。)	
	H24.6.29~: 境川市	
	H24.1.16~: 白石市、角田市	
	H24.3.8~: 丸森町	
	H24.3.15~: 鶴巣町	
	H24.4.5~: 村田町	
	H24.4.11~: 気仙沼市、南三陸町	
	H24.4.19~: 石巻市	
野菜類 原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.20~H27.4.10~一部解除: 大崎市 (県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.25~H28.8.26~一部解除: 境川市 (県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.27~: 名取市、加美町	
	H24.5.7~: 川崎町、富谷町	
	H24.5.15~: 色麻町	
野菜類 クソウ	H24.5.10~: 大船村	
	H24.4.27~H27.2.18~一部解除: 仙台市(収穫を除く。) 及び勝浦川(支流を含む。)	
	H24.5.7~H27.2.19~一部解除: 大和町 (県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~: 境川市、大崎市	
	H24.6.27~: 境川市	
	H24.4.27~H27.2.23~一部解除: 大崎市 (収穫されるクサソツは出荷制限の対象から除く。)	
野菜類 クサソツ(こごみ)	H24.5.2~H27.5.25解除: 加美町	
	H24.5.17~: 壱泽市、黒川郡	
野菜類 コシアブラ	H24.5.17~: 壱泽市	
	H24.5.19~: 大崎市、南三陸町	
	H24.5.21~: 気仙沼市、七ヶ宿町	
野菜類 ゼンマイ	H24.5.27~: 大和町	
	H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町	
	H24.5.17~: 大崎市	
野菜類 タラノメ(野生のものに限る。)	H26.4.25~: 気仙沼市、栗原市、大崎市	
	H26.4.25~: 境川市	
雜穀 大豆	H25.1.4~H25.3.15~一部解除: 栗原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
穀類 米(平成25年度) ソバ	H25.8.19~: 栗原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.16~H26.4.11解除: 栗原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
穀類 クロダイ	H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市(旧一利村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
	H24.6.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
穀類 スズキ	H24.11.5~: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
穀類 ヒラメ	H24.5.30~H25.4.17解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H25.6.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩城西宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
水産物 マダラ	H24.5.2~H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)	
	H24.5.2~H25.1.17解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)	
水産物 ヒガシフグ	H24.5.8~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域	
	H24.5.27~H25.12.25解除: 宮城県内阿武隈川(支流を含む。)のうち、白幡堰堤より上流の白石川(支流を含む。)	
水産物 アユ(養殖を除く。)	H25.6.27~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) 及び三道川のうち栗原ダムの上流(支流を含む。) 及び二道川のうち荒川のうち荒川ダムの上流(支流を含む。)	
	H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) 及び七ヶ宿ダムの上流(支流を含む。)	
水産物 イワナ(養殖を除く。)	H24.5.27~: 大崎川の大和ダムより上流(支流を含む。) 及び三道川のうち荒川のうち荒川ダムの上流(支流を含む。)	
	H24.5.27~: 江戸川のうち荒川ダムの上流(支流を含む。) 及び二道川のうち荒川のうち荒川ダムの上流(支流を含む。)	
水産物 ウグイ	H24.5.19~: 広瀬川の支流(支流を含む。)	
	H24.5.28~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) 及び七ヶ宿ダムの上流(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.7.28~H23.8.19~一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.5.22~: 角田市、丸森町、山元町	
	H24.8.25~: 金城(上記地域を除く。)	
肉 イソシの肉	H24.8.25~: 金城(上記地域を除く。)	
	H24.8.25~: 金城(大和の内の大和(支流を含む。))	
肉 カマの肉	H24.8.25~: 金城(カマの内(大和(支流を含む。)))	
	H24.8.25~: 金城(カマの内(大和(支流を含む。)))	

*■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月30日現在

山形県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.9.10~: 全域
秋田県		出荷制限
原乳		H23.2.23~4.10解除: 全域 H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6.1解除: 北茨城市、高萩市
ホウレンソウ		H23.3.21~4.17解除: 全域 H23.4.13~: つばみらい市
カキナ		H23.3.21~4.17解除: 全域 H23.3.23~4.17解除: 全域
バセリ		H23.3.23~4.17解除: 全域
野菜類		H24.4.6~: 湯沢市、小美玉市 H24.4.6~H27.4.17解除: つばみらい市 H24.4.13~: 石巻市、鶴岡市、市川町、利根町 H24.4.13~H27.4.17解除: 守谷市 H24.4.13~H27.4.24解除: 取手市 H24.4.19~: ひたちなか市、鶴来町、東海村 H24.4.20~: 北茨城市、大洗町
タケノコ		H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10~: 常陸大宮市、守谷市、つばみらい市
原木シイタケ(露地栽培)		H24.4.13~: 常陸大宮市、守谷市、つばみらい市 H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市
原木シイタケ(施設栽培)		H23.10.14~: 土浦市、鉾田市 H23.11.10~: 安城市
コシアブラ		H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野のものに限る。) H24.5.10~: 常陸大宮市(野のものに限る。)
イシガレイ		H24.7.5~: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、北緯30度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5~H25.8.2解除: 北緯30度38分の線、我が国排他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ズスキ		H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
シロメバツ		H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ニベ		H24.4.17~H26.14解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H26.14解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H24.4.17~H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.4.17~H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17~H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排其他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
コモンカスベ		H24.6.1~: 最大高潮時海岸線上福島茨城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アメリカマツ(漁獲を除く。)		H24.4.17~: 鶴ヶ崎、北浦及び利根運河及びこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ギンブナ(漁獲を除く。)		H24.4.17~H27.3.24解除: 鶴ヶ崎、北浦、北茨及び利根運河及びこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
ウナギ		H24.5.7~H26.1.30: 安城市内の那珂川(支流を含む。) H26.11.12~: 茨城県内の利根川のうらぬき橋の下流(支流を含む。)
肉	イシゾの肉	H23.12.2~H23.12.21(一部解除: 全域) 水産物の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイシゾの肉を除く。)
その他		H23.6.2~H25.11.1解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、湘南市、守谷市、筑西市、鶴巻市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2~10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2~H24.4.9解除: 大子町 H23.6.2~H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2~H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2~H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2~H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2~H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2~H24.10.15解除: 那珂市 H23.6.2~H24.10.11解除: つば市 H23.6.2~H25.4.3解除: 牛久市 H23.6.2~H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2~H26.17解除: 小美玉市
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ		H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21~4.27解除: 全域
カキナ		H23.3.21~4.14解除: 全域
タケノコ		H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~H28.7.3一部解除: 矢板町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H27.8.5一部解除: 那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.11~: 益子町
原木シイタケ(露地栽培)		H24.4.11~H27.2.20一部解除: 日光市、大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12~H26.2.20一部解除: 足利市、那須塩原市、那須烏山市、上三川町、市貝町 H24.4.12~H26.12~H26.1.20一部解除: 那須市、那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.13~(旧)那須町を除く。)、壬生町
原木シイタケ(施設栽培)		H24.2.15~H26.10.24一部解除: 那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.16~H26.10.23一部解除: 矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10~H28.8.28一部解除: 矢板町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19~H27.2.20一部解除: 大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.29~H26.9.28一部解除: さくら市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.28~H26.4.17一部解除: 鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.4~H27.8.5一部解除: 王生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.23~H26.10.24一部解除: 日光市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
原木クリクラ(露地栽培)		H23.11.17~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.18~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須町、高根沢町 H24.11.5~: 宇都宮市 H24.11.5~: 塩谷町 H24.11.5~: 王生町
原木ナメコ(露地栽培)		H23.11.4~: 那須塩原市、日光市 H24.10.4~: 矢板市 H24.10.15~: 那須町 H24.10.25~: 佐野市 H24.11.12~: 鹿沼市 H24.11.18~: 王生町 H24.11.12~: 那珂川町 H24.11.19~: 那須烏山市 H24.12.11~: 大田原市
野菜類		H24.3.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、盐竈町、那珂川町 H24.3.7~: 鹿沼市 H24.4.9~: 矢板市 H24.8.15~: 那須町 H24.8.29~: 大田原市 H24.9.28~H26.4.17一部解除: さくら市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.29~H26.4.17一部解除: 鹿沼市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.29~H26.7.5一部解除: 王生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.29~H26.10.24一部解除: 日光市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.11.4~: 那須塩原市、日光市 H24.10.4~: 矢板市 H24.10.15~: 那須町 H24.10.25~: 佐野市 H24.11.12~: 鹿沼市 H24.11.18~: 王生町 H24.11.12~: 那珂川町 H24.11.19~: 那須烏山市 H24.12.11~: 大田原市
タケノコ		H24.4.12~: 日光市、真岡市、那須塩原市、盐竈町、那珂川町 H24.4.17~: 鹿沼市 H24.5.7~: 日光市、大田原市 H24.8.13~: 矢板市
クサソテヅ(ごみ)(野生のものに限る。)		H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.12~: 那須塩原市 H24.5.1~: 宇都宮市、那須町、茂木町 H24.5.22~: 宇都宮市、那須烏山市 H24.5.29~: 鹿沼市、日光市、矢板市 H24.5.15~: さくら市 H24.5.25~: 那須町 H24.6.25~: 高根沢町 H24.6.30~: 市貝町
コシアブラ(野生のものに限る。)		H24.5.1~: 那須塩原市、那須町 H24.5.12~: 宇都宮市、那須町、茂木町 H24.5.7~: 鹿沼市、日光市、那須塩原市、那須町 H24.5.15~: さくら市 H24.5.25~: 那須町 H24.6.25~: 高根沢町 H24.6.30~: 市貝町
サンショウ(野生のものに限る。)		H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.18~: 大田原市 H24.5.7~: 日光市、那須町
ゼンマイ(野生のものに限る。)		H24.8.7~: 鹿沼市
タラノメ(野生のものに限る。)		H24.4.27~: 大田原市、矢板市 H24.4.31~: 那須町 H24.4.32~: 市貝町 H24.4.19~: 鹿沼市 H24.4.18~: 塩谷町 H24.4.18~: 王生町 H24.4.18~: 那須町 H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 H24.5.18~: 宇都宮市、日光市
ワラビ(野生のものに限る。)		H24.5.28~: 矢板市
クリ		H24.9.14~: 那須塩原市、那須町 H24.9.18~: 大田原市

* [] の箇所は、出荷制限の対象。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年6月30日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～H27.6.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.12.25解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。)及び都木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市
その他	茶	H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25～: 稲田町、東吾妻町、嬬恋村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.16～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.18～: みなかみ町
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川町(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H24.11.9解除: 那珂川のうち川俣の上流(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.8.12～: 海援川(支流を含む。) (H24.8.8～H25.8.28解除)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～: 金城
	クマの肉	H24.9.10～: 金城
	シカの肉	H24.11.14～: 金城
	ヤマドリの肉	H28.1.23～: 金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 藤原市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 桶川町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 海老山町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市、香取市、多古町	
農産物	シニギガ、サンガニサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼玉市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.5～H25.10.23解除: 埼玉市、栗原町 H24.4.11～H27.1.22解除: 埼玉市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 茅ヶ崎市
農産物	原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 我孫子市 H23.10.11～H26.10.14～: 露山市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～: 露山市 H23.12.22～H26.10.14～: 佐貫市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市
	原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～H26.3.19～: 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H26.10.14～: 富津市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.18～H26.3.19～: 施設栽培: 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H26.11.20～: 施設栽培: 富津市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H26.10.14～: 施設栽培: 運送市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	ダンブナ	H24.1.18～: 手賀沼及び手賀川に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ゴイ	H25.7.3～: 手賀沼及び手賀川に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
肉	ワナギ	H26.11.12～: 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛海水槽場及び印旛水門の上流、両継用水第一海水槽場の下流、八路川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.5解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～9.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、津川町 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～11.1解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び鼠島浦村を除く。)
	山形県	出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士宮市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 鹿児沢町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿野町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H28.10.1～: 小鹿野町 H28.10.21～: 佐久間町 H28.5.21～: 長野市、熊谷沢町 H28.5.28～: 中野市、野沢温泉村 H27.5.28～: 木島平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H28.10.3～: 富士宮市、富士市 H29.10.7～: 摩耶市

* [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の実績・平成27年6月30日現在

福島県	摂取制限
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） 非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等） H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村 H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、玉川村、平田村 球形葉菜類（キャベツ等） H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～下記の地域以外 H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23～5.4解除：いわき市 H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村 H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町 H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村 H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。） H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
野菜	H23.4.13～：飯館村 H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に関する野生キノコに限る） キノコ類（野生のものに限る。） H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域 ヤマメ（養殖を除く。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。）
肉	イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象